

第4節 遺産分割方法の決定

1 現物分割・代償分割・換価分割

具体的相続分が算定できると、次に、遺産分割方法の決定の段階に入ります。

遺産分割方法の決定とは、要は、全遺産を前にして、個々の相続人の具体的相続分に見合う遺産を、どのようにして分割し決定するかという問題です。

遺産分割の方法には、①現物分割と②代償分割、それに③換価分割の3種類があります。

なお、遺産分割の際、具体的相続分を算定するためにした相続開始時の遺産の評価額が時の経過によって変動している場合は、具体的相続分の変動率を基準に、遺産を分割することになることは前述のとおりです。

現物分割	遺産そのものを各相続人に分割すること
代償分割	甲が遺産の全部を取得し、他の相続人には代償金を支払う分割方法。遺産の一部についての代償分割もある。代償対価は、現金に限られない。
換価分割	遺産の全部又は一部を換価して現金を分ける分割方法

もともと、実務では、現物分割と代償分割が多くありますが、換価分割はほとんどありません。

2 代償分割がなされる場合とは

代償分割とは、遺産分割方法の一つで、自己の具体的相続分を超えて、遺産を取得する代償に、その超える部分について、現金その他自己の財産を他の相続人に与える方法をいいます。

例えば、一人の相続人が全遺産を取得し、他の相続人は全遺産を取得した相続人から具体的相続分に見合う現金の支払いを受けるような遺産分割方法です。

この代償分割は、全相続人、特に代償金を支払うことになる相続人の同意があれば簡単にまとまりますが、では、代償金を支払う資力はあるが、代償金を支払う意思のない相続人に、代償金を支払わせる代償分割が、裁判所の判断（家庭裁判所の審判や高等裁判所の決定）のできるものでしょうか？

最高裁平成12年9月7日決定は、

家庭裁判所は、特別の事由があると認めるときは、遺産の分割の方法として、共同相続人の一人又は数人に、他の共同相続人に対し代償金の支払債務を負担させて、現物をもってする分割に代えることができるが、右の特別の事由がある場合であるとして共同相続人の一人又は数人に金銭債務を負担させるためには、当該相続人にその支払能力があることを要すると解すべきである

と判示し、裁判所が代償分割をなし得るのは、①特別の理由があることのほかに、②代償金の支払債務を負担させる相続人にその資力があることを要件にしています。

代償金を支払うことになる相続人の同意までは要件としていません。

ですから、遺産の構成が極めて複雑で、現物分割が著しく困難な場合、例えば、

- (1) 被相続人が非公開会社の経営者で、遺産の中には①自社株の一部（残りは相続人甲が保有）、②相続人甲と共有の不動産の共有持分、③相続人甲が所有する土地上の建物があるというような場合は、遺産全部を甲が取得すると問題は起こらないが、甲以外の相続人が取得すると直ちに甲との間に紛争が生ずることが予想されるような遺産構成の場合や、
- (2) 遺産は被相続人が住んでいた自宅と敷地だけで他にはなにもないという場合などは、代償分割をする特別の事由があるといえませんが、その場合でも、代償金を支払うことになる相続人に代償金を支払う能力がないと、裁判所は、審判や決定で、代償分割をすることはできな

いこととなります。

現物分割も代償分割もできない場合は、現物を全相続人の共有にする分割（これだと事実上分割を諦めたに等しいことになる。）か、特殊な事情の下では、現物の所有権と、利用権を分割するなどもありますが、換価分割の方法もあります。しかしながら、前記(1)のケースのように、換価分割もまた困難という場合もあります。

なお、前述した最高裁平成12年9月7日決定が破棄した原審決定は、代償金の支払債務を負担させた相続人に、資力があるかどうかを判断しないまま、代償金の支払債務を負担させるものであったため破棄され、資力の有無について更に審理を尽くさせるため原審に差し戻しております。

こういう争いの場合は、代償金を支払わせたい相続人の資力調査と資力の証明がカギとなります。

3 代償分割に潜む落とし穴

代償分割には、次のような税金問題が伏在していますので、注意が必要です。

例えば、相続人が甲乙丙という3人の子であり、遺産分割の対象になる遺産が時価6000万円の不動産のみという場合、子の1人甲が、不動産を取得し、他の2人の相続人乙と丙に、代償金として2000万円ずつ支払ったとしますと、

この場合、甲は6000万円の価値のある不動産を取得し、4000万円を支払ったので、差引2000万円の財産の取得、乙と丙は、甲からそれぞれ2000万円ずつ現金を支払ってもらったので、それぞれ2000万円ずつの財産の取得となり、いずれも、同じ価値の財産を取得したことになります。

ところが、遺産分割後、甲が不動産を6000万円で売却したとします。

この場合、不動産の譲渡所得が発生すると、甲に譲渡所得税が課税されます。譲渡所得税は、不動産の譲渡価格から取得費用や譲渡費用を差し引いた残金に税率が適用されて、算出されますが、重要なことは、その不動産を代償分割で取得したからといって、代償金が取得費になるのではないということです（所得税法基本通達38-7）。相続によって取得した不動産の取得価格は被相続人の取得価格を引き継ぐことになっているからです。

ですから、甲が遺産分割により取得した不動産が、先祖伝来のものであるために取得費が分からないときは、取得費が概算取得費として譲渡価格の5%しか認められないので、甲は、6000万円で売った不動産価格からその5%に相当する300万円の取得費を引いた5700万円の譲渡所得が発生したことになります（譲渡費用は生じていないこと、相続税の取得費加算制度の適用を受けていないことが前提）。

その結果、甲は、譲渡所得税を納めなければならないことになるのです。

以上を、まとめますと、

① 代償分割段階

甲・・・6000万円の不動産－代償金4000万円＝2000万円の財産の取得

乙・・・2000万円の現金（代償金）の取得

丙・・・2000万円の現金（代償金）の取得

となり、甲乙丙とも2000万円の財産を取得したと言えますが、

② 不動産を売却した後の財産（現金）を比較しますと、

甲・・・6000万円の不動産－4000万円の代償金－1140万円の税金(震災復興税を除く)＝860万円の現金の取得

乙・・・2000万円の現金の取得

丙・・・2000万円の現金の取得

という結果になりますので、この場合、甲は乙や丙に比べ、その半分以下の財産しか取得していない結果になっています。

ですから、遺産分割協議をする際、特に不動産を取得するときは、その後売却を予定しているのかどうか、その場合譲渡所得税はいくらかかることになるのかを考えた上で、決めるべきです。

代償分割で提供する代償物は、現金に限られない

相続人が持っている固有の不動産を代償財産として、提供することも可能です。その場合は、登記原因を「遺産分割による代償譲渡」として所有権移転登記の申請をすることになります(これについては後述の最高裁判所判決を参照)。